

## V 環境と調和した社会づくり

### 1 大気、水環境等保全対策の推進

#### (1) 環境保全対策

##### ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む）

H25.3.31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1項	ボイラー	工場数	38	63		3	14	118
		施設数	110	122		5	24	261
5項	金属溶解炉	工場数	1	1				2
		施設数	1	1				2
6項	金属加熱炉	工場数		1				1
		施設数		2				2
9項	焼成炉溶解炉	工場数	1	10			3	14
		施設数	1	11			7	19
10項	反応炉	工場数		1				1
		施設数		1				1
11項	乾燥炉	工場数	3	8		1	1	13
		施設数	6	13		2	1	22
13項	廃棄物焼却炉	工場数	1	4				5
		施設数	2	5				7
19項	塩素反応施設	工場数						
		施設数						
29項	ガスタービン	工場数	1	2				3
		施設数	1	2				3
30項	ディーゼル機関	工場数	8	14		5	2	29
		施設数	9	18		10	2	39
31項	ガス機関	工場数					1	1
		施設数					1	1
合計		工場数	47	92		9	20	168
		施設数	130	175		17	35	357

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） H25. 3. 31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	南越前町	合計
2項	堆積場	工場数	5	4	3	12
		施設数	8	4	6	18
3項	ベルトコンベア	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	18	16	36
4項	破碎機・摩砕機	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	12	12	26
5項	ふるい	工場数		2	1	3
		施設数		1	4	5
合計		工場数	6	5	3	14
		施設数	12	35	38	85

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） H25. 3. 31 現在

施設種類			市町名	鯖江市	越前市	合計
1項	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		工場数		1	1
			施設数		8	8
3項	塗装の用に供する	乾燥施設	工場数		1	1
			施設数		1	1
5項	接着の用に供する	乾燥施設	工場数	2		2
			施設数	9		9
7項	印刷の用に供する	乾燥施設	工場数	1		1
			施設数	1		1
合計			工場数	3	2	5
			施設数	8	8	19

表4 特定施設設置事業場届出状況(水質汚濁防止法関係)

H25.3.31現在

施設種類		排水区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
2	畜産食品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1					1
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製めん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	5	5		2	14	26
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	6	4				10
		50未満	7	13				20
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上						
		50未満		1				1
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上			19			19
		50未満			48			48
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
27	25,26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	1					1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		2				2
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上						
		50未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	1			1	3
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50以上	1					1
		50未満	3	3	4		2	12
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		2	2		1	5
		50未満	9	7			3	19
66	電気めっき施設	50以上	4	1			1	6
		50未満	13				2	15
66の3	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1		3
		50未満	15	40	2	42	55	154
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	2					2
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	8				12
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		3				3
71	自動車両洗浄施設	50以上						
		50未満	19	30	1	2	4	56
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	7	15	1	5	9	37
		50未満		2				2
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1					1
		50未満						
合計		50以上	24	53	4	8	16	105
		50未満	100	195	9	53	95	452

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。

上段：排水量50m<sup>3</sup>/日以上の上段事業場数 下段：排水量50m<sup>3</sup>/日未満の上段事業場数

表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

H25.3.31 現在

種 施 類 設	施設能力	市町名					合 計
			鯖江市	越前市	池田町	越前町	
廃 棄 物 焼 却 炉	2 t 以上 ～4 t 未満	事業場数	1	2			3
		施設数	2	3			5
	200kg 以上 ～2 t 未満	事業場数		3			3
		施設数		3			3
	100kg 以上 ～200kg 未満	事業場数	4	2		1	7
		施設数	6	2		1	9
	50kg 以上 ～100kg 未満	事業場数		2			2
		施設数		2			2
	50kg 未満、 0.5m <sup>2</sup> 以上	事業場数					
		施設数					
	合 計	事業場数	5	9		1	17
		施設数	8	10		1	21

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H25.3.31 現在

市町名	鯖江市	越前市	越前町	合計
大気・水質特定工場	2	1	0	3
大気特定工場	1		0	1
水質特定工場	2	3	1	6
合 計	5	4	1	10

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H25.3.31 現在

市町名	鯖江市	越前市	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	8	10	0	2	20
汚水に係る特定施設	0	1	0	0	1
炭化水素類に係る特定施設	1	3	2	0	6
合 計 事 業 場 ※	9	14	2	2	27

注) 事業場に施設が複数ある場合があるので施設の合計と事業場の合計は一致しません。

## イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表8のとおりで、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 24 年度

項 目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	58	4	5	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	19	1	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	70	45	5	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	35	1	1	0
	水質特定施設	3	0	0	0
合 計		185	51	11	0

## ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

### (ア) 地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成 24 年度は、センター管内で概況調査 15 地点、継続監視調査 64 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

### (イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

平成 24 年度はセンター管内で大気 2 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

## (2) 環境異常時対応

### ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

また、平成 25 年 3 月から微小粒子状物質（PM2.5）についても、濃度の 1 日平均値が  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えると予想される場合（測定局のいずれかの局で午前 5, 6, 7 時の 1 時間値のいずれかが  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合）には、県下全域に注意喚起を行うこととなりました。

### イ 水質

平成 24 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 9 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表9 水質事故等件数

平成24年度

項目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	9	3	0	1	1	14
	(6)	(2)	(0)	(1)	(0)	(9)
魚へい死事故	2	0	0	0	0	2
	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
その他	2	4	0	0	2	8
	(1)	(4)	(0)	(0)	(1)	(6)
合計	13	7	0	1	3	24
	(8)	(6)	(0)	(1)	(1)	(16)

( ) は、事故原因が特定できた件数

## (3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表10のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表10 苦情件数

平成24年度

項目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
苦情内訳	廃棄物	野外焼却	1	1			1	3
		不法投棄	5	6	1	1	5	18
		小計	6	7	1	1	6	21
	環境保全	大気汚染	0	1				1
		水質汚濁	13	7		1	3	24
		騒音	2	1				3
		振動						
		悪臭					1	1
		小計	15	9		1	4	29
		合計	21	16	1	2	10	50

## 2 廃棄物対策の推進

県では、平成 23 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

### 1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 27 年度で 840 g とする。  
(平成 20 年度で 925 g)
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 25.7% とする。  
(平成 20 年度で 19.0%)

### 2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 27 年度で 305 万トンをとする。  
(平成 20 年度で 302 万 4 千トン)
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 52.9% とする。  
(平成 20 年度で 51.3%)
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 27 年度で 5 万 2 千トンとする。  
(平成 20 年度で 7 万 4 千トン)

## (1) 一般廃棄物

### ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・ リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数（管内）：10 件（H25.3.31 現在）

## (2) 産業廃棄物

### ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

## イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成6年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

### 主な活動

- ・6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・不法投棄等連絡員や不法投棄110番などによる迅速な情報収集
- ・重点監視場所の設定と継続監視
- ・夜間および休日パトロール（夜間：87回 休日：82回）
- ・県警ヘリを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成24年度末におけるそれぞれの許可件数は、表1～表3のとおりです。

## (3) その他の廃棄物対策業務

### ア PCB法

PCBを含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・平成24年度末現在届出施設数：152施設

なお、これらのPCBを含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成20年11月からその処理が開始されています。

### イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成24年度末における化製場等の施設数は、表4のとおりです。

### ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成24年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H25. 3. 31 現在

施設種別	平成24年度						23 年度末
	鯖 江市	越 前市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	合 計	
し尿処理施設	1	1				2	2
ごみ処理施設	2	3				5	6
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合 計	4	6	0	0	2	12	13

表2 産業廃棄物処理施設数

H25. 3. 31 現在

施設種別	平成24年度						23 年度末
	鯖 江市	越 前市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	合 計	
汚泥の脱水施設		1				1	1
汚泥の焼却施設		2				2	3
中和施設						0	0
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破碎施設	4	9			3	16	14
廃プラの破碎施設		5				5	3
廃プラの焼却施設	2	2				4	5
シアンの分解施設						0	0
その他の焼却施設		2				2	3
合 計	6	23	0	0	3	32	31

表3 産業廃棄物処理業者数

H25. 3. 31 現在

業種種別	平成24年度							23 年度末
	鯖 江市	越 前市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	管 外	合 計	
産廃処分業	11	22			5		38	40
特管産廃処分業	2	2					4	4
産廃収集運搬業	44	75	1	3	24	70	217	211
特管産廃収集運搬業	5	6				31	42	40
合 計	62	105	1	3	29	101	301	295

表 4 化製場等施設数

H25.3.31 現在

施設種別	平成 24 年度				23 年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
家きん畜舎	8	11	1	20	20
化製場準用施設		1		1	1
合計	8	12	1	21	21

表 5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H25.3.31 現在

業種種別	平成 24 年度						23 年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	39	75	3	8	17	142	147
フロン類回収業	8	19	3		4	34	46
解体業	1	3			1	5	5
破砕業	1	2			1	4	4
合計	49	99	6	8	23	185	202

### 3 快適な生活環境の実現

#### (1) 動物愛護管理行政

##### ア 動物による危害防止対策

「動物の愛護及び管理に関する法律」ならびに「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容および犬猫の適正飼育についての指導状況は表 1 のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表 2 のとおりです。苦情件数は毎年微増しており、今後も飼い主のモラル向上を図る等の効果的な対策を図っていきます。

表 1 犬猫に関する捕獲等の状況

H25.3.31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の譲渡頭数 (猫の譲渡頭数)	咬傷件数
22 年度	47	48 (285)	24	38 (37)	7
23 年度	61	57 (168)	35	47 (33)	6
24 年度	53	25 (146)	18	51 (61)	7

表 2 犬猫に関する苦情等の状況

H.25.3.31 現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
22 年度	57	27	25	36	4	8	22	179
23 年度	61	18	25	27	0	6	64	201
24 年度	72	20	36	15	4	8	57	269

## イ 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、30施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H25.3.31 現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動 物の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合 計
22年度	142	6	126	40	50	21	385
23年度	103	6	121	28	48	90	396
24年度	82	10	133	15	72	110	396

表4 動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況

H25.3.31 現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動 物 取 扱 業 の 内 訳					特定動物 飼養許可
		販 売	保 管	展 示	貸 出	訓 練	
22年度	30	21	16	2	0	0	2
23年度	28	19	15	2	0	0	2
24年度	30	19	17	2	0	0	2